

知っていますか？ 人権施策

一人権尊重の社会づくりのために

個人情報保護法のポイント 一人権の話題をわかりやすく

個人情報保護法がいよいよ平成17年4月1日から全面施行となります。民間事業者等が個人情報を取り扱うに当たっては、様々なルールが課されることとなります。

○ 個人情報とは？

個人に関する情報で、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。氏名、性別、生年月日等がその典型例ですが、個人の身体、財産、社会的地位、身分等の属性に関する情報であっても、氏名等と一体となって特定の個人を識別できるのであれば「個人情報」に当たります。また、それだけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより識別が可能となる場合も個人情報に当たります。

○ 法の義務規定の対象となる事業者とは？

この法律では、5千件を超える個人情報をコンピュータ等を用いて検索することができるよう体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業活動に利用している事業者が義務規程の対象となります。「個人情報データベース等」には、コンピュータ処理情報のほか、紙の情報(マニュアル処理情報)であっても、個人情報を50音順、生年月日順、勤務部署順など一定の方式によって整理し、目次、索引等を付して容易に検索できる状態に置いてあるものも含まれます。

○ 事業者の守らなければならないルールとは？

1、利用・取得に関するルール

- ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。
- ・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得することは禁止されます。

- ・本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。間接的に取得した場合は、すみやかに利用目的を通知または公表する必要があります。

2、適正・安全な管理に関するルール

- ・顧客情報の漏えいなどを防止するため、個人データを安全に管理し、従業員や委託先を監督しなければなりません。
- ・利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。

3、第三者提供に関するルール

- ・個人データをあらかじめ本人の同意を取らないで第三者に提供することは原則禁止されます。

4、開示等に応じるルール

- ・事業者が保有する個人データに関して、本人から求めがあった場合は、その開示、訂正、利用停止等を行わなければなりません。
- ・個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられたときは、適切かつ迅速に処理しなければなりません。

5、ルール違反には罰則も

事業者の義務規程違反に対しては、事業を所管する主務大臣が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることとなりますが、この命令に従わなかった場合には罰則の対象となります。

○ 大阪府個人情報保護条例も改正されます

- ・個人情報保護法等の制定等に伴い府の条例も平成17年4月1日から改正施行(一部、施行日が異なります。)されます。
- ・新たに公安委員会及び警察本部長等を条例の対象機関に加えるとともに、職員等への罰則規定などが設けられます。

お問合せ●大阪府企画調整部人権室 TEL 06-6941-0351 (内線2317)

提供●近畿地区人権啓発事業推進会議 大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、大阪市、尼崎市、堺市

茨木市関係事業

茨木市人権啓発推進協議会結成30周年記念行事

日時	5月20日(金)午後1時30分開会
内容	記念式典及び「小さな手のひらコンサート」
講師	渡辺 千賀子さん(ソプラノ歌手)

場所	茨木市市民総合センター (クリエイトセンター)センターホール
入場料	無料
申込み・問合せ	茨木市人権センター TEL 072-622-6613

大東市関係事業

第22回じんけん展

日時	5月1日(日)~5日(祝)
内容	やさしくなれたら~野崎観音さんと感字のコラボレーション
場所	野崎観音会館(野崎観音境内)
入場料	無料
問合せ	大東市啓発推進課 TEL 072-870-9061 FAX 072-870-0907

憲法週間記念のつどい

日時	5月13日(金)午後7時(午後6時30分開場予定)
内容	映画「父と暮せば」上映
場所	大東市総合文化センターサーティホール
定員	1200人
入場料	無料

そうぞう

11

2005.3*No.12